

議 長 日程第8「議案第45号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。
令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,948万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,773万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月9日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福祉課長 それでは説明をさせていただきます。令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、令和元年度の介護保険事業の実績が確定いたしまして、一般会計繰入金の精算、一般財源となる繰越金の受入れ、特定財源の精算償還が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明をいたします。款の6繰入金、項1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金、以下、目の2その他一般会計繰入金、目の3地域支援事業費繰入金、目の4低所得者保険料軽減繰入金を合わせて、補正額255万3,000円の減とし、先ほど一般会計補正予算で御説明をいたしました介護保険事業特別会計繰出金と同額を減額するものでございます。説明欄を御覧ください。介護給付費に対する町の公費負担割合は12.5%となりますので、目の1介護給付費繰入金、節1現年度分介護給付費繰入金は前年度における受入れ額との差額649万6,000円を補正して精算するものでございます。

目の2その他一般会計繰入金におけるそれぞれの職員給与費等繰入金、事務費繰入金につきましては、前年度実績による精算に係る補正となります。

目の3地域支援事業費繰入金、節1地域支援始業費等繰入金の説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業費繰入金については12.5%分を、ま

た介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費繰入金につきましては19.25%分を受け入れていることから、それぞれ実績に応じて精算するものでございます。

款の8、項1、目1繰越金は、前年度の実質収支が8,204万310円となり、今回の歳出額との差額3,204万円を増額補正させていただきます。

次のページをお開きください。歳出について御説明をいたします。款の2保険給付費と、一番下段になります款の5地域支援事業費につきましては、歳入の一般会計繰入金の減額に伴う財源補正となります。

中段、款の4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目の4償還金につきましては、令和元年度の実績額が確定し、特定財源を精算し、返還するものでございます。

説明欄を御覧ください。介護給付費は、前年度実績額が確定したことにより、国庫負担割合は施設等の給付分15%、居宅等その他サービス給付分20%で、合わせて過年度分返還金として、地域支援事業につきましても介護予防・日常生活支援総合事業について、国庫20%、支払基金27%、県費12.5%、包括的支援事業について、国庫38.5%、県費19.25%、それぞれの負担割合により精算し、前年度交付受入額差を返還するものでございます。

次のページをお開きください。款の6、項1、目1予備費につきましては、前年度の繰越金補正分と、繰入金補正額及び償還金の差額を補正計上してございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いしたいんですけれども、ここですね、前年度の令和元年度分ですね、介護保険事業会計が決算を打つということの中でですね、ちょっと1点分らないんですけれども、ページ9ページ…8ページ、9ページですね。その中の一般会計繰入金でですね、現年度の介護給付費等の繰入金というのは、ほかの国庫とか県の負担金を、その次の歳出の中でですね、償還金ということで精算をしているということで理解はできますが、職員給与費とか

事務費の繰入れをですね、介護保険の元年度の決算の部分、実は剰余金の部分
ですよね。それを令和２年度の中で補正をする必要があるのかどうかをお伺い
をしたいと思います。

福 祉 課 長 それでは、井上議員の御質問にお答えいたします。目の２その他一般会計繰
入金、目の３地域支援事業費繰入金、目の４低所得者保険料軽減繰入金につい
て、給付費以外の部分について、繰入金から補正を、翌年度の精算で補正をす
る必要があるのかという御質問かと思えます。こちらにつきましては、地域支
援事業等でもですね、県費、国費…国費・県費それぞれ繰り入れて、財源とし
て全て充てておりますので、翌年度に精算するものというふうに考えておりま
す。以上です。

6 番 井 上 国とか県費が入ってくる部分はいいいんですけれども、私の今のは、２番のそ
の他一般会計繰入金の中がですね、特筆して、そのこの部分の、これを補正をす
るという意味がですね、一般会計繰入れ…一般会計から一旦令和元年度でです
ね、国保会計へ給与費とか事務費の繰入れをしたものですよね。ですから、こ
こで余ったから戻さなくてもいいのではないかなと。そういうことなんですけ
れども、いかがでしょうか。

福 祉 課 長 説明が足りずに申し訳ございませんでした。一つ一つ積み上げていくと、確
かにこの職員給与費等繰入金のみは一般会計の負担…国費・県費がない部分、
今回の計算でしますと、一般会計の負担割合がない部分になりますが、やはり
親会計の負担軽減という観点からも、翌年度、精算して繰り戻すのを例年やっ
ているというか、というところもございますので、今回も同様に繰り戻すよう
な計算をしているところでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第45号令和２

年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長　以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前９時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。本日は大変御苦労さまでした。

（13時43分）